

財団法人高島地域地場産業振興センターの解散について

1. 経緯

- ・高島地域地場産業振興センター(所在地:JR新旭駅前)は昭和63年4月に開設。
- ・高島地域の地場産業振興のために①地場産品等販路開拓支援(高島ちぢみ、扇子等の展示販売・PR)、②地域活性化委託事業(情報交換会、催事出展、観光案内)、③地域密着共感事業(無料法律相談会)、④管理運營業務(貸館、展示販売、レストラン事業)などの事業を提供。
- ・この間、安価な海外製品の輸入増による地場産品の購買数の減少、生活スタイルの変化、貸館利用の減少など高島地場産業を取り巻く環境が大きく変化。
- ・平成19年度からは赤字が続き、運営が困難な状況。

2. 地場産センター建設費および基本財産(出捐金)の状況

- ・地場産センター建設費(財源内訳)の状況(※県・国補助は地場産業振興対策費補助金)
建設費835,060千円(国補助173,658千円、県補助173,658千円、
旧新旭町補助123,644千円、起債364,100千円(完済))
- ・基本財産(出捐金)の状況
基本財産17,550千円(県5,000千円、高島市(旧6町村)6,400千円、
地元業界等6,150千円)

3. 地場産センター解散に関わる関係機関の考え方

○地場産センター

- ・業務の見直しなど検討を重ねるとともに、新公益法人制度により、財団法人は移行期間である平成25年11月末までに、公益法人または一般法人として存続するかの選択を迫られている。
- ・地場産センターの収益は大幅に縮小しており、厳しい運営状況のため、平成24年8月の理事会において平成25年9月末をもって解散し、残余財産を事業継続のために高島市へ無償譲渡することの方針を承認。

○高島市

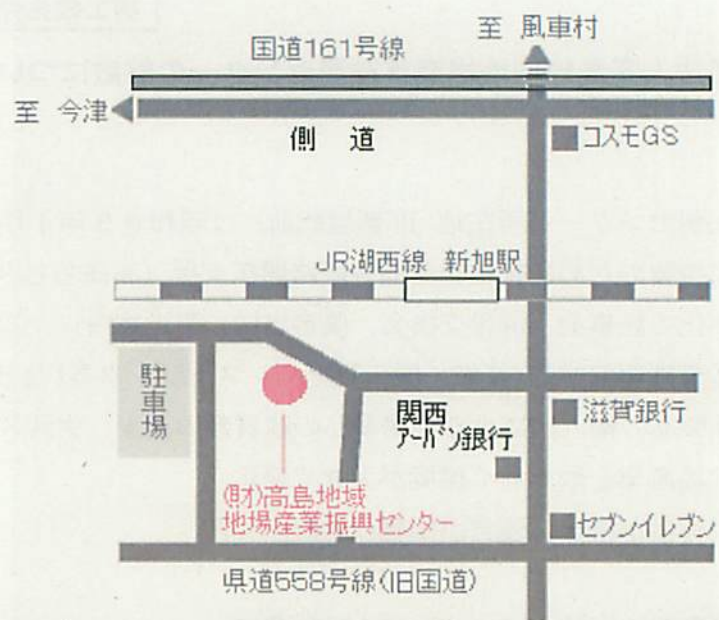
- ・地場産センターは地場産業振興の拠点として設けられた施設であり、センターが果たしてきた機能にも十分配慮し、施設が有効に活用できるよう、今後の活用策を検討中。

○国

- ・地場産センター建設費補助金(地場産業振興対策費補助金)については、「補助金等にかかる予算執行の適正化に関する法律」に基づく判断が必要となるが、高島市が当初の目的達成のための事業を継続すると判断できれば補助金の返還は求めない方針。

○滋賀県

- ・地場産センターは開設目的を一定果たした施設と認められる。
- ・平成25年9月末の財団解散後、高島市への地場産センター機能の移行について、引き続き高島地域の産業振興の向上に資する計画と判断できれば承認する方向で調整中。



高島地域地場産業振興センター 正面



展示即売室